

下垂体機能低下症である MHH(低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症)が特定疾患治療研究事業の対象疾患に指定され、無精子・乏精子症の治療が公費負担で出来る場合があります。

前略

この度、厚生労働省健康局長の通知により、MHH(低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症)が間脳下垂体機能障害の中の下垂体機能低下症として特定疾患治療研究事業対象疾患になりました。今までは小児慢性疾患として一部公費負担がありました。成人された患者様においては対象外となり、その自己負担額が大きく、経済的な障壁により確実な治療に踏み切れない方もいらっしゃいました。

今回の決定により、患者様の自己負担を非常に軽減でき、十分な治療が可能になるということで、MHH 患者様に大きな福音となることかと思えます。つきましては、今回の特定疾患治療研究事業などについての概略をまとめましたので、ご参照ください。

草々

まず、**最寄の保健所に相談**、申請用紙などを入手します (Web より印刷出来る場合もあり)

↓

当院に申請用紙などを持参頂き、調査個人票を作成いたします (文書作成料が必要です)

↓

その他の必要書類をまとめて、保健所を通じ都道府県知事宛に申請します

↓

都道府県より認定されると医療受給者証が発行されます

↓

受給者証を提示し治療を受けると自己負担額が軽減されます

(外来で1ヶ月**最大 11,550 円**まで、患者様が主たる家計者の場合は**最大 5,770 円**)

(院外調剤(在住都道府県内)の場合は薬局での負担はなし)

(月ごとの算定のため、長期処方の方が患者様の負担がより軽減されます)

↓

都道府県に申請をすることで書類が受理されてから受給者証が発行されるまでのあいだの医療費がさかのぼって還付されます (領収証などが必要になりますので大切に保管願います)

↓

来年以降は6~7月に受給者証の更新申請が必要ですので保健所とご相談ください。

東邦大学医療センター大森病院リプロダクションセンター 教授
永尾 光一